

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年12月6日

香川県監査委員 三谷和夫
同 大西均
同 高田良徳
同 新田耕造

- 1 監査対象部局 議会事務局
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	ア 契約について 契約保証金は契約を締結する前に納付させなければならないが、契約後に納付されていた。	ア 契約について 契約保証金の取扱いについて再確認し、今後は契約事務の各段階でのチェックを確実にを行い、会計規則及び関連通知に基づく適正な事務処理を徹底する。